

滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響により離職した者等の早期再就職を支援するため、中小企業者等がこれらの者を県内正規雇用労働者として新たに雇い入れた場合に、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 事業を営むものであって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（個人にあっては、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条の規定により開業の届出書を提出した者に限る。）
 - イ 会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。）以外の法人
 - ウ 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第8号に規定する人格のない社団等（平成30年3月31日以前に設立されたものに限る。以下「団体」という。）
- (2) 離職者等 令和2年4月16日以後に、次のいずれかに該当する離職者または採用を取り消された者をいう。
 - ア 感染症の影響に伴う解雇、会社等の倒産による失業等事業主都合による離職者
 - イ 感染症の影響による収入の減少等に伴い転職せざるを得なくなったことによる離職者
 - ウ 感染症の影響により採用計画が見直されたこと等に伴い採用を取り消された者
 - エ その他知事が感染症の影響によると認める離職者または採用を取り消された者
- (3) 就職困難者 令和2年4月16日から令和3年6月30日までの間に就職していない者であって、この期間中に次のいずれかに該当したもの（令和2年度中に、高等学校、専門学校、大学（短期大学を含む。）等を卒業等した者を除く。）をいう。
 - ア 就職相談その他の就職支援サービスを利用したこと。
 - イ 企業等に対して、直接に、または公共職業安定所その他職業紹介（職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条に規定する職業紹介をいう。）を行う者を通じて、就職活動を行ったこと。
- (4) 対象労働者 離職者等であって県内に居住している者もしくは県内の事業所に勤務していた者または就職困難者であって県内に居住している者をいう。
- (5) 県内正規雇用労働者 正規雇用労働者（直接雇用され、期間の定めのない労働契約を締結している労働者であって、常勤（所定労働時間が週30時間以上のものに限る。）のものをいう。）であって、県内の事業所に勤務しているものをいう。

(交付要件)

第3条 助成金は、中小企業者等であって、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「対象事業主」という。）に対し、交付する。

- (1) 県内に事業所を有している者であること。
 - (2) 令和3年7月1日から同年11月30日までの間に、対象労働者を新たに県内正規雇用労働者として雇用し、当該雇用した日（以下「雇用日」という。）から起算して3か月を超えて、県内正規雇用労働者として勤務させた者であること。
 - (3) 県内正規雇用労働者に関し、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出を行い、かつ、同法第9条第1項の確認を受けた者であること。
 - (4) 県内正規雇用労働者の被保険者の資格の取得に関し、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条および厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出を行った者（次のいずれかに該当する事業主を除く。）であること。
 - ア 健康保険法第3条第3項に規定する適用事業所または同法第31条の規定により厚生労働大臣の認可を受けた適用事業所ではない事業主
 - イ 厚生年金保険法第6条に規定する適用事業所ではない事業主
 - (5) 県内正規雇用労働者の労働に対する賃金（時間外手当、通勤手当等の各種手当を含む。）を、支払期日までに支払っている者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成金の交付を受けることができない。
- (1) 県内正規雇用労働者の雇用日の前日から起算して過去1年間に、助成金の交付を受けようとする者において、当該県内正規雇用労働者を雇用、請負、委任、出向または派遣の関係により就労させていたことがある者
 - (2) 県内正規雇用労働者の雇用日の前日から起算して過去1年間に助成金の交付を受けようとする者において、当該県内正規雇用労働者に対し、職場適応訓練（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第130条の職場適応訓練をいう。）または通算3か月を超える実習もしくは訓練を受講させた者
 - (3) 県内正規雇用労働者の雇用日の前日から起算して過去1年間に、当該県内正規雇用労働者を雇用していた事業主と、資本的、経済的、組織的な関連性等からみて密接な関係にある者
 - (4) 県内正規雇用労働者が、助成金の交付を受けようとする者またはその役員が3親等内の親族（配偶者または3親等内の血族もしくは姻族をいう。）である者
 - (5) 県内正規雇用労働者について、新たな雇用に係る経費を助成対象とする他の助成制度（対象労働者の求人募集を行うに当たって、他の助成制度の適用を受けることを目的とした求人を行った場合を含む。）の適用を受けている者
 - (6) 助成金の交付を受けようとする者またはその役員等（当該者が法人の場合にあっては役員および支配人ならびに営業所等の代表者、個人にあっては営業所等の代表者をいう。）が次のいずれかに該当すること。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下その号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

キ イからカまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

- (7) 県税の滞納その他県に対する債務不履行がある等助成金の支給が適当でないと思えられる者
- (8) 県内正規雇用労働者（令和2年度に実施した滋賀県離職者早期再就職支援事業における県内正規雇用労働者を含む。）を事業主都合による解雇（勧奨退職および事業縮小、賃金等の大幅な低下等による自己都合退職を含む。）をした者
- (9) 労働基準法（昭和22年法律第49号）を遵守していない、営業に関して必要な許認可を取得していない等各種法令を遵守していない者

（交付額）

第4条 助成金の額は、県内正規雇用労働者1人につき60万円とする。

2 助成金の交付の対象となる県内正規雇用労働者の人数は、1対象事業主につき5人までとする。

（交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、雇用日から起算して30日以内に滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金交付申請書（別記様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 対象事業主および県内正規雇用労働者に関する申告書（別記様式第2号）
- (2) 誓約書（別記様式第3号）
- (3) 県内正規雇用労働者に係る雇用契約書（労働条件に同意したことが分かる労働者の署名のある労働条件通知書を含む。）の写し
- (4) 労働基準法第107条に規定する県内正規雇用労働者に係る労働者名簿の写し
- (5) 公共職業安定所長が交付する雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し
- (6) 令和3年度滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金に係る県税に関する誓約書兼調査に関する同意書（別記様式第4号）または県税に未納がないことを証する書類
- (7) 法人にあつては、法人の登記簿謄本の写しまたは履歴事項全部（現在）証明書
- (8) 個人にあつては、税務署に届け出た開業届の写しおよび申請者の身分証明書（公的機関が発行する顔写真が掲載されたものに限る。）の写し
- (9) 団体にあつては、当該団体の設置規約、過去3年間の事業報告書および収支決算書、令和3年度事業計画書および収支予算書ならびに代表者の身分証明書（公的機関が発行する顔写真が掲載されたものに限る。）の写し
- (10) この事業（令和2年度に実施した滋賀県離職者早期再就職支援事業を含む。）を活用したものにあっては、当該適用を受けた際に雇用した労働者の出勤簿等雇用実態の分かる書類
- (11) 就業規則
- (12) 役員名簿
- (13) 口座振込依頼書（別記様式第5号）
- (14) 通帳の写し等口座情報が分かる書類
- (15) その他知事が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 知事は、助成金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めるときは滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金交付決定通知書（別記様式第6号）により、適当でないとき認めるときは滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金不交付決定通知書（別記様式第7号）により、通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に規定する助成金の交付要件を満たさなくなったこと等により、交付申請書に記載した県内正規雇用労働者の人数を変更するときは、あらかじめ滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金変更申請書（別記様式第8号）を提出し、知事の承認を受けるものとする。
- (2) 事業を中止し、または廃止しようとするときは、あらかじめ滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金中止・廃止届出書（別記様式第9号）を提出し、知事の指示を受けるものとする。

(実績報告)

第8条 助成金の交付決定を受けた者は、雇用日（複数の県内正規雇用労働者を同一の交付申請により交付の決定を受けた場合にあつては、雇用された日が最も遅い者の雇用日）から起算して3か月を経過した日以後30日以内または令和4年3月10日のいずれか早い日までに、滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金実績報告書（別記様式第10号）に次の書類を添えて、知事に報告しなければならない。

- (1) 県内正規雇用労働者に係る報告書（別記様式第11号）
- (2) 出勤簿の写し、賃金台帳（勤務日数が分かるものに限る。）の写し等県内正規雇用労働者の勤務実態が確認できる書類
- (3) 給与明細書の写し、領収書の写し等対象労働者に係る賃金の支出が確認できる書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、交付すべき助成金の額を確定し、滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金額の確定通知書（別記様式第12号）により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 知事は、助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定の全部または一部を取り消すものとし、当該者に対して滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金取消通知書（別記様式第13号）により通知するものとする。

- (1) 第3条に規定する助成金の交付要件に反している事実が認められたとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって支給を受け、または受けようとしたとき。
- (3) その他知事が支給の決定を取り消す必要があると認められたとき。

(助成金の返還)

第10条 知事は、助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関して既に助成金を支給していたときは、規則第17条の規定により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第11条 助成金の交付を受けようとする者または助成金の交付決定を受けた者は、第5条の規定による交付の申請、第7条第1号の規定による変更の申請、同条第2号の規定による事業の中止または廃止の届出および第8条の規定による実績の報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(書類の保管義務)

第12条 助成金の交付決定を受けた者は、助成金に関する書類を会計帳簿とともに、交付決定日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管し、知事の要求があったときは、いつでも提出しなければならない。

(標準処理期間)

第13条 標準処理期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 第6条の規定による助成金の交付決定 第5条の規定による申請を受け付けた日から起算して30日以内
- (2) 第7条第1号の規定による交付申請の変更の承認 当該変更の申請を受け付けた日から起算して14日以内
- (3) 第8条第2項の規定による額の確定 同条第1項の規定による実績報告を受け付けた日から起算して30日以内

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度予算に係る助成金に限り適用する。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年7月1日から施行し、令和3年度予算に係る助成金に限り適用する。
- 2 令和3年4月1日から同年6月30日までの間に雇用された者に係る助成金については、なお従前の例による。